9　期限の延長

離島振興法の有効期限を平成三五年三月三一日まで一〇年間延長することとした。（附則第二項関係）

10　施行期日

この法律は、平成二五年四月一日から施行することとした。ただし、9及びこれに伴う規定の整備等については、公布の日から施行することとした。

---

**◇災害対策基本法の一部を改正する法律**（法律第四一号）（内閣府本府）

1　総則

㈠　災害の定義の例示として、竜巻を追加することとした。（第二条第一項関係）

㈡　住民が防災に寄与する取組例として、災害教訓の伝承を追加することとした。（第七条第二項関係）

㈢　国及び地方公共団体は、特に広域一時滞在に関する協定の締結及び災害教訓の伝承活動の支援の実施に努めなければならないこととした。（第八条第二項関係）

2　防災に関する組織

㈠　中央防災会議の所掌事務から、緊急措置に関する計画の作成等を削除することとした。（第一一条第二項関係）

㈡　都道府県防災会議の所掌事務に、防災に関する重要事項の審議を追加するとともに、委員に自主防災組織の構成者又は学識経験者を追加することとした。（第一四条第二項及び第一五条第五項関係）

㈢　都道府県災害対策本部の所掌事務に、災害に関する情報収集、災害応急対策等のための方針の作成、及び当該方針に沿った災害応急対策等の実施、関係機関相互間の連絡調整を規定するとともに、本部長から関係者へ協力要求をできることとした。（第二三条関係）

㈣　市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関等との連携確保に努めなければならないこととした。（第二三条の二関係）

㈤　緊急災害対策本部等の所掌事務に、災害応急対策のための方針の作成、非常災害に際し必要な緊急措置の実施を追加するとともに、本部長から関係者へ協力要求をできることとした。（第二六条、第二八条、第二八条の四及び第二八条の六関係）

3　防災計画

都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画を定める際は、円滑な応援に関し配慮することとした。（第四〇条及び第四二条関係）

4　災害予防

災害予防の内容に、防災教育及び相互応援の円滑な実施のためあらかじめ講ずべき措置を追加することとした。（第四六条第一項関係）

5　災害応急対策

㈠　通則

(1)　災害応急対策責任者の努力義務として、地理空間情報の活用、情報の共有等を追加することとした。（第五一条第二項及び第三項関係）

(2)　市町村が報告ができなくなったときは、都道府県は、情報の収集に特に意を用いなければならないこととした。（第五三条第六項関係）

㈡　応急措置等

(1)　応援の要求等の対象を、応急措置から災害応急対策に拡大することとした。（第六七条、第六八条及び第七四条関係）

(2)　都道府県知事は、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求められることとした。（第七二条第二項関係）

(3)　都道府県知事は、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対し災害発生都道府県知事等を応援することを求めるよう求められることとした。また、内閣総理大臣は、要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで災害発生都道府県知事等を応援することを求められることとした。（第七四条の二関係）

㈢　広域一時滞在

(1)　市町村長は、被災住民の居住場所の確保が困難なであり、他の市町村における一時滞在の必要があるときは、当該他の市町村の市町村長に協議できることとし、協議を受けた市町村長は、正当な理由がない限り被災住民を受け入れなければならないこととした。（第八六条の二関係）

(2)　市町村長は、他の都道府県における一時滞在の必要があるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事との協議を求められることとし、協議を受けた関係市町村長は、正当な理由がない限り被災住民を受け入れなければならないこととした。（第八六条の三関係）

(3)　都道府県知事は、災害により市町村が全部又は大部分の事務をできなくなった場合、広域一時滞在に関する措置の全部又は一部を代行しなければならないこととした。（第八六条の四及び第八六条の五関係）

(4)　都道府県知事又は内閣総理大臣は、市町村長又は都道府県知事からの求めに応じ、広域一時滞在に関する助言をしなければならないこととした。（第八六条の六関係）

㈣　物資等の供給及び運送

(1)　都道府県知事は指定行政機関の長等に対し、市町村長は都道府県知事に対し、災害応急対策の実施に必要な物資等の供給につき必要な措置を要請等できるとしたほか、指定行政機関の長等又は都道府県知事は、緊急を要するときは、要請等を待たず、必要な措置を講じられることとした。（第八六条の七関係）

(2)　指定行政機関の長等は、運送事業者である指定公共機関等に対し、災害応急対策必要物資の運送を要請することができることとするとともに、指定公共機関等が正当な理由がないのに要請に応じないときは、運送を指示できることとした。（第八六条の九関係）

6　附則

(1)　この法律は、公布の日から施行することとした。（附則第一条関係）

(2)　政府は、東日本大震災に対する措置の実施状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報の取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め防災に関する制度の在り方について全般的な検討を加え、速やかに必要な措置を講ずることとした。（附則第二条関係）

---

**◇国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律**（法律第四二号）（農林水産省）

一　国有林野の管理経営に関する法律の一部改正関係

1　定義の追加

この法律において「国有林野事業」とは、国有林野の管理経営（国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全であって、国が行うものを含む。）の事業をいうこととした。（第二条関係）

2　管理経営基本計画等の記載事項の見直し等

㈠　国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項を管理経営基本計画及び地域管理経営計画の記載事項とすることとした。（第四条第二項及び第六条第二項関係）

㈡　管理経営基本計画等は、森林における生物の多様性の保全、国民の需要に即した林産物の供給、効率的かつ安定的な林業経営を担うべき人材の育成及び確保その他国有林野事業及び民有林野に係る施策の一体的な推進に配慮して定めることとした。（第四条第三項及び第六条第三項関係）

3　分収造林契約等の存続期間の見直し

農林水産大臣は、長伐期施業を行うため分収造林契約及び分収育林契約の存続期間を延長したい旨の申出があった場合において、分収林の有する公益的機能の維持増進を図るため適当であると認めるときは、一回ごとに分収造林契約においては八〇年、分収育林契約においては六〇年を超えない範囲で延長することができることとした。（第一二条及び第一七条の五関係）

4　共用林野の設定用途の拡充

共用林野を設定することができる用途として、エネルギー源として共同の利用に供するための林産物の採取を追加することとした。（第一八条関係）